

第63回 招集ご通知

定時株主総会

信頼される安心を、社会へ。

SECOM

日時 2024年6月25日(火曜日)
午前10時
※受付開始 午前9時

場所 東京都千代田区麹町1丁目6番4号
住友不動産半蔵門駅前ビル2階
ベルサール半蔵門

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役11名選任の件
- 第4号議案 監査役の報酬額改定の件

目次

第63回定時株主総会招集ご通知	…… P. 1
株主総会参考書類	…… P. 5
事業報告	…… P.16
連結計算書類	…… P.42
計算書類	…… P.45
監査報告書	…… P.49

当日ご出席されない株主様におかれましては、
郵送またはインターネット等による事前の
議決権行使をお願い申し上げます。

議決権行使期限

2024年6月24日(月)午後6時まで

株主総会にご出席の株主様へのお土産の
ご用意はございません。

セコム株式会社

証券コード 9735

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前1丁目5番1号

セコム株式会社

代表取締役社長 吉田保幸

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトのそれぞれに「第63回定時株主総会招集ご通知および株主総会資料」および「第63回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.secom.co.jp/corporate/ir/stockinfo06.html>



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにてご覧いただく場合には、銘柄名（セコム）または証券コード（9735）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない株主様におかれましては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、郵送またはインターネット等により、2024年6月24日（月曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区麹町1丁目6番4号
住友不動産半蔵門駅前ビル2階 ベルサール半蔵門
(末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください)

3. 目的事項
報告事項

- 第63期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第63期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役11名選任の件
- 第4号議案 監査役の報酬額改定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- ① 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面または電磁的方法によりご通知ください。
- ② 書面（議決権行使書）とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- ③ インターネットによって、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- ④ ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以上

-
- ・本招集ご通知につきましては、書面交付請求をされた株主様にご送付する交付書面を、すべての株主様に対してご送付することとしています。
 - ・電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりませんので、本招集ご通知1頁に記載のいずれかのウェブサイトをご確認ください。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

- なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知に記載の各書類のほか、上記①および②の事項が含まれます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、本招集ご通知1頁に記載の各ウェブサイト修正内容を掲載させていただきます。

(お願い)

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら、株主様にご送付する本招集ご通知に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内



郵送による議決権の行使の場合

行使期限 **2024年6月24日(月曜日)午後6時到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
なお、ご返送の際は、同封の記載面保護シールをご利用ください。



インターネット等による議決権の行使の場合

行使期限 **2024年6月24日(月曜日)午後6時まで**

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※次ページをご参照ください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただけます。



当日ご出席の場合

株主総会
開催日時 **2024年6月25日(火曜日)午前10時** ※午前9時より受付開始

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

● QRコードを読み取る方法

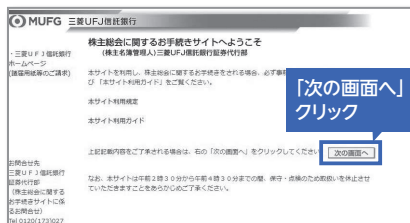


議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」をスマートフォン等で読み取っていただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

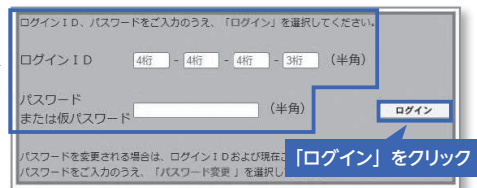
● ログインID・仮パスワードを入力する方法



① 議決権行使サイトにアクセス
(<https://evote.tr.mufig.jp/>)



② 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降は、画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使
に関するお問い合わせ

ヘルプデスク (三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部)

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として位置付け、業容の拡大、連結業績の動向を総合的に判断して連結配当性向ならびに内部留保の水準を決定し、安定的かつ継続的に利益配分を行うことを基本方針としております。当社の剰余金の配当は、毎年9月30日を基準日とした中間配当、および3月31日を基準日とした期末配当の年2回行うことを基本とし、配当の決定機関は中間配当については取締役会、期末配当については株主総会としております。また、内部留保金につきましては、新規契約者の増加に対応するための投資、研究開発、戦略的事業への投資、従業員への還元施策等に活用し、企業体質の強化および事業の拡大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当につきましては、上記の基本方針のもと、株主の皆様の日頃からのご支援にお応えするべく、以下のとおり1株につき95円とさせていただきたいと存じます。これにより1株当たりの配当金は、中間配当95円とあわせて年間190円となり、前期の185円から5円増配となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金95円 総額19,996,686,610円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

コーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、取締役全体の員数を現状に見合った適正規模に保つため、取締役の員数を「20名以内」から「13名以内」に減員するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第21条 当社の取締役は、 <u>20名以内</u> とする。	(取締役の員数) 第21条 当社の取締役は、 <u>13名以内</u> とする。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、取締役を4名（うち社外取締役2名）増員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏 名				性別	現在の当社における地位
1	再任	よし	だ	やす	ゆき	男性	代表取締役社長
2	再任	ふ	せ	たつ	ろう	男性	常務取締役
3	新任	やま	なか	よし	のり	男性	常務執行役員
4	新任	なが	お	せい	や	男性	執行役員
5	新任	なか	だ	たか	し	男性	執行役員
6	新任	いな	ば		まこと	男性	執行役員
7	再任	ひろ	せ	たか	はる	男性	社外取締役 独立役員
8	再任	わた	なべ		はじめ	男性	社外取締役 独立役員
9	再任	はら		み	り	女性	社外取締役 独立役員
10	新任	まつ	ぎき	こう	すけ	男性	社外取締役 独立役員
11	新任	すず	き			女性	社外取締役 独立役員

候補者番号

1

※
よし だ やす ゆき
吉 田 保 幸
(1958年3月28日生)

再任



所有する当社株式の数
4,838株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1980年3月 当社入社
- 1997年2月 当社戦略企画室担当部長
- 1998年9月 東洋火災海上保険株式会社（現セコム損害保険株式会社）取締役就任
- 2002年6月 同社代表取締役社長就任
- 2010年4月 当社執行役員就任
- 2012年6月 当社取締役就任
- 2016年6月 当社常務取締役就任
- 2017年6月 当社専務取締役就任
- 2024年4月 当社代表取締役社長就任現在に至る

■ 選任理由

吉田保幸氏は、長年にわたり、当社の取締役としてセキュリティサービス事業を含む事業企画全般、また、経営企画担当としてセコムグループのリスク管理・ガバナンス体制の構築・整備、M&A、資本政策などの幅広い分野を担当し、セコムグループの経営について豊富な経験と高い見識を有しております。2024年4月に代表取締役社長に就任以降も、ロードマップ2027の推進や人財戦略等にも注力するなどリーダーシップを発揮しセコムグループ企業を率いており、持続的な企業価値向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

※
ふ せ たつ ろう
布 施 達 朗
(1957年9月9日生)

再任



所有する当社株式の数
4,710株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1982年3月 当社入社
- 2002年3月 セコム医療システム株式会社取締役就任
- 2009年6月 同社代表取締役社長就任
- 2010年4月 当社執行役員就任
- 2013年6月 当社取締役就任（2016年6月退任）
- 2016年4月 セコム医療システム株式会社代表取締役会長就任
- 2016年6月 当社常務執行役員就任
- 2017年6月 セコム医療システム株式会社取締役会長就任現在に至る
- 2017年6月 当社常務取締役就任現在に至る

(重要な兼職の状況)

セコム医療システム株式会社取締役会長

■ 選任理由

布施達朗氏は、当社の取締役として、メディカルサービス事業、広報・渉外・マーケティングを担当してきたほか、セコムグループにおける豊富な経営経験から、広報・渉外等の対外活動およびメディカルサービス事業を含む経営全般における高い見識を有しており、持続的な企業価値の向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

※
やま なか よし のり
山中善紀
(1960年1月30日生)

新任



所有する当社株式の数
450株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年3月 当社入社
2002年4月 セコム北陸株式会社代表取締役社長就任
2014年1月 当社ホームマーケット営業本部長
2016年4月 当社執行役員就任
2020年6月 当社常務執行役員就任現在に至る
2020年6月 セコム上信越株式会社代表取締役社長就任
2022年4月 当社営業本部長現在に至る

■ 選任理由

山中善紀氏は、当社のセキュリティ事業において、営業部門の責任者として全国の営業全般を指揮した経験に加え、当社グループ企業の代表取締役を務めるなどセコムグループの経営について豊富な経験と高い見識を有しており、持続的な企業価値向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

※
なが お せい や
長尾誠也
(1962年2月14日生)

新任



所有する当社株式の数
1,404株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年3月 当社入社
2008年4月 当社グループ運営最適化推進室長
2010年4月 当社経営分析室長
2012年1月 当社経理部長
2016年4月 当社執行役員就任現在に至る
2018年11月 セコムクレジット株式会社代表取締役社長就任現在に至る
2019年1月 当社財務本部長現在に至る

■ 選任理由

長尾誠也氏は、長年にわたり当社の財務・経理部門を担当してきたほか、当社グループ企業のガバナンス業務などを通じて培われたセコムグループの経営についての豊富な経験と高い見識を有しており、持続的な企業価値向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

※
なか だ たか し
中 田 貴 士

(1966年4月27日生)

新任



所有する当社株式の数
1,574株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1991年3月 当社入社
- 2016年6月 当社総合企画部長
- 2017年6月 当社執行役員就任現在に至る
- 2021年1月 当社グループ国際本部副本部長
- 2024年4月 当社経営企画担当、グループ会社監理担当、リスク管理担当現在に至る

■ 選任理由

中田貴士氏は、長年にわたり、当社グループ企業の運営監理やリスク管理などを含むセコムグループの経営企画全般の責任者を務めるとともに、セコムグループの海外事業の責任者を歴任するなど、グローバル経営およびセコムグループの経営についての豊富な経験と高い見識を有しており、持続的な企業価値向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

※
いな ば まこと
稲 葉 誠

(1962年8月4日生)

新任



所有する当社株式の数
592株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1987年9月 当社入社
- 2010年10月 当社営業開発部長
- 2014年7月 当社四国事業部長
- 2017年6月 当社業務統轄本部 本部長補佐
- 2018年6月 当社執行役員就任現在に至る
- 2018年6月 当社法人営業本部長
- 2020年10月 当社営業第一本部長
- 2022年7月 株式会社セノン代表取締役社長就任現在に至る

■ 選任理由

稲葉誠氏は、当社のセキュリティ事業における法人向け営業部門の責任者を務めたほか、業務部門において全国の警備業務を指揮する責任者や、セキュリティ関連のグループ企業において代表取締役を務めるなど、当社のセキュリティ事業全般に関する豊富な経験と高い見識を有しており、持続的な企業価値向上のため、選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

ひろ せ たか はる
廣 瀬 篁 治

(1944年10月25日生)

再 任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数
0株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1965年9月 富士ベンディング株式会社設立代表取締役就任
1972年4月 食品飲料自動販売協同組合設立理事長就任
1987年4月 日本自動販売協会（現一般社団法人日本自動販売協会）設立会長就任
2003年4月 株式会社ゲイン（現株式会社モニタス）取締役相談役就任
2008年5月 同社代表取締役社長就任
2011年5月 同社代表取締役会長就任現在に至る
2013年6月 当社取締役就任現在に至る

（重要な兼職の状況）

株式会社モニタス代表取締役会長

■ 選任理由および期待される役割の概要

廣瀬篁治氏は、ベンチャー事業の立上げ、運営や、業界団体の設立、運営に尽力するなど、事業・業界の発展に貢献するほか、IT企業における豊富な経営経験と高い見識を有しており、取締役会では、テクノロジーを活用したセコムの将来像をはじめとした経営の重要な方向性について、大所高所から数多くの助言・提言をいただいております。業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。

候補者番号

8

わた なべ はじめ
渡 邊 元

(1951年11月18日生)

再 任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数
1,900株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1975年3月 渡辺パイプ株式会社入社
1978年4月 同社常務取締役就任
1983年4月 同社専務取締役就任
1985年6月 同社代表取締役副社長就任
1991年11月 同社代表取締役社長就任
2016年6月 当社取締役就任現在に至る
2022年4月 渡辺パイプ株式会社代表取締役会長就任現在に至る

（重要な兼職の状況）

渡辺パイプ株式会社代表取締役会長

■ 選任理由および期待される役割の概要

渡邊元氏は、渡辺パイプ株式会社の経営者として、長年にわたり全国ネットワークを有する企業の経営で培われた豊富な経験と高い見識を有しており、取締役会では、経営の重要な方向性に加えて、業務全般の執行とリスク管理のほか、現場運営や社員管理などについても、実効性のある助言・提言を数多くいただいております。業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。

候補者番号
9

はら み り
原 美 里
(1961年12月20日生)

再任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1988年6月 原地所株式会社入社
- 1988年6月 同社取締役就任現在に至る
- 2017年10月 税理士法人横浜弁天会計社設立 代表税理士就任現在に至る
- 2020年6月 当社取締役就任現在に至る
- 2021年6月 日本酸素ホールディングス株式会社社外取締役就任現在に至る

(重要な兼職の状況)

税理士法人横浜弁天会計社代表税理士
日本酸素ホールディングス株式会社社外取締役

選任理由および期待される役割の概要

原美里氏は、不動産管理会社における長年の取締役としての経験のほか、税理士法人における税務および企業会計等を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会では、これらを踏まえて、経営の重要な方向性に加え、家庭向けサービスや女性社員の活躍などについて有益な助言・提言をいただいております。業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。

候補者番号
10

まつ ざき こう すけ
松 崎 耕 介
(1960年5月1日生)

新任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1984年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
- 2008年10月 同社執行役員就任
- 2014年1月 同社常務執行役員就任
- 2015年1月 シュナイダーエレクトロニクス株式会社代表取締役副社長就任
- 2015年10月 同社代表取締役就任
- 2019年6月 株式会社フジシール取締役営業本部長就任
- 2020年2月 同社代表取締役社長就任
- 2023年3月 同社取締役会長就任
- 2024年2月 マフテックグループ株式会社取締役就任
- 2024年4月 同社代表取締役社長CEO就任現在に至る

(重要な兼職の状況)

マフテックグループ株式会社代表取締役社長CEO

選任理由および期待される役割の概要

松崎耕介氏は、長年にわたりグローバルに展開するIT関連企業において、マーケティング、事業企画、製品事業など幅広い分野に従事した経験のほか、様々な企業の経営者としての実績を通じて培われた、グローバル企業および日本企業の経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社業務執行に対する監督等、持続的な企業価値向上への貢献を期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

11

すず き
鈴木 ゆかり

(1962年9月16日生)

新任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- | | |
|---------|--|
| 1985年4月 | 株式会社資生堂入社 |
| 2015年4月 | 同社日本事業本部 プレステージブランド事業本部 マーケティング部長 |
| 2017年1月 | 同社グローバルプレステージブランド事業本部 クレ・ド・ポー ボーテブランドユニット ブランドディレクター |
| 2018年1月 | 同社執行役員就任 |
| 2020年1月 | 同社執行役員常務就任 |
| 2020年3月 | 同社取締役常務就任 |
| 2021年1月 | 同社代表取締役常務就任 |
| 2023年3月 | 同社取締役常務就任 |
| 2024年1月 | 同社取締役就任(2024年3月退任) |

選任理由および期待される役割の概要

鈴木ゆかり氏は、グローバルに展開する上場企業において、新規事業の立ち上げ、ブランドマーケティング、ダイバーシティー&インクルージョンの推進などの業務に従事し、これらに関する経験・知見を活かして、代表取締役を務めました。鈴木氏は、こうした実績を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社業務執行に対する監督等、持続的な企業価値向上への貢献を期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(注)

- 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ※印は、現任の執行役員であります。
- 取締役候補者の指名については、取締役会が定めた指名方針に基づき、取締役会で審議のうえ決定しております。なお、取締役候補者については、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の議論を経たうえで、取締役会で決定しております。
- 廣瀬蘆治、渡邊元、原美里、松崎耕介および鈴木ゆかりの五氏は、社外取締役候補者であります。なお、廣瀬蘆治、渡邊元および原美里の三氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。また、松崎耕介および鈴木ゆかりの両氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出る予定であります。
- 廣瀬蘆治氏の当社における社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって11年であります。
- 渡邊元氏の当社における社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって8年であります。
- 原美里氏の当社における社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって4年であります。
- 廣瀬蘆治、渡邊元および原美里の三氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。三氏が再任された場合、引き続き当該責任限定契約を継続する予定であります。また、松崎耕介および鈴木ゆかりの両氏が取締役に選任された場合は、両氏の間でも同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知30頁(「3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」)に記載のとおりです。各候補者のうち、再任の候補者については、現在、当社の取締役であるため、当該保険契約の被保険者に該当しており、再任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に該当することとなります。また、新任の候補者については、選任された場合、当該保険契約の被保険者に該当することとなります。なお、当社は、それらの者の任期途中に当該保険契約を同内容で更新することを予定しております。

〈ご参考〉

取締役候補者および監査役の知見と経験（スキル・マトリックス）

氏名	現在の当社における地位	経営・組織運営	財務・会計	法務・コンプライアンス・リスク	サステナビリティ・ESG	セキュリティ業界	グローバルビジネス	ICT・テクノロジー
吉田 保幸	代表取締役社長	●	●	●		●		
布施 達朗	常務取締役	●			●	●	●	
山中 善紀	常務執行役員	●			●	●	●	
長尾 誠也	執行役員	●	●	●		●		
中田 貴士	執行役員	●				●	●	●
稲葉 誠	執行役員	●		●		●		
廣瀬 篁治	社外取締役	●			●		●	●
渡邊 元	社外取締役	●	●	●				
原 美里	社外取締役	●	●		●			
松崎 耕介	—	●			●		●	●
鈴木ゆかり	—	●			●		●	
伊東 孝之	監査役	●	●	●		●		
辻 康弘	監査役	●		●		●	●	
加藤 秀樹	社外監査役	●		●	●		●	
安田 信	社外監査役	●	●				●	
田中 節夫	社外監査役	●		●		●		

（注）

1. 各取締役候補者および監査役が保有する知見や経験を最大で4つまで記載しております。
2. 上記一覧表は、各取締役候補者および監査役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

第4号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2011年6月24日開催の第50回定時株主総会において年額8,000万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、昨今の経済情勢の変化、コーポレート・ガバナンス強化のための人材確保の必要性等を勘案し、監査役の報酬額を年額9,000万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は5名であります。

以 上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の日本経済は、雇用・所得環境が改善する下で、設備投資や個人消費などで緩やかな回復の動きが見られました。一方、物価上昇や世界的な金融引締め等による経済の下振れリスク、海外経済情勢、さらには金融・為替市場の動向などに留意が必要な状況が続きました。

このような状況において、セコムグループは、「安全・安心・快適・便利」な社会を実現する「社会システム産業」の構築をめざし、「セコムグループ2030年ビジョン」の実現に取り組んでいます。また、2023年5月には、ビジョン実現に向けて今後の目指すべき方向性をより明確化し、成長をさらに確かなものとするために「セコムグループ ロードマップ2027」を策定し、各種取り組みを積極的に展開しております。

2023年4月には、「セコム・ホームセキュリティ」のご契約先向けに、日本初となる「Apple Watch」の転倒検出機能と連携したセコムへの緊急通報と、日常の健康管理ができる「YORISOS（よりそす）」アプリの提供を開始しました。また、10月には、日本初となる、AIを活用して巡回・侵入監視を行うセキュリティドローン「セコムドローンXX（ダブルエックス）」の開発を発表するなど、様々な取り組みを通じて、ますます多様化・高度化するお客様の安心ニーズに対し、きめ細やかな切れ目のないサービスを提供することに努めました。

また、2024年3月には、国際的な環境NGOのCDPが2023年に実施した気候変動質問書の「サプライヤー・エンゲージメント評価」において、4年連続で最高評価である「リーダー・ボード」に選定されました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は2022年7月より連結子会社となった株式会社セノンの寄与や、事業所向け・家庭向けのセントラライズドシステム（オンライン・セキュリティシステム）の販売が堅調に推移したこと、安全商品の売上が増大したことなどによる、セキュリティサービス事業の増収などにより、1兆1,547億円(前期比4.9%増加)となりました。営業利益は地理空間情報サービス事業などの減益はありますが、セキュリティサービス事業、防災事業および保険事業などの増益により、1,406億円(前期比2.9%増加)となりました。経常利益は米国などにおける投資事業組合運用益で75億円増加したことなどにより、1,668億円(前期比6.9%増加)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,019億円(前期比6.1%増加)となりました。

なお、当連結会計年度の売上高、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高を達成することができました。

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
当連結会計年度（2023年度）	1,154,740百万円	140,658百万円	166,859百万円	101,951百万円
前連結会計年度（2022年度）	1,101,307百万円	136,700百万円	156,124百万円	96,085百万円

事業別にみますと、セキュリティサービス事業では、事業所向け・家庭向けのセントラライズドシステムを中心に、常駐警備や現金護送のサービスを提供するとともに、安全商品を販売しております。

事業所向けでは、防犯や防災をはじめ、従業員の就業管理などによる事業効率化に至るまで、企業の事業運営に有益な機能をオールインワンで提供するシステムセキュリティ「AZ」を提供しております。当期は、オフィスビルや研究施設、工場、大型商業施設などあらゆる建物に対応した入退室管理システム「AZ-A c c e s s」の販売を開始し、「AZ」とともに拡販に努めました。

家庭向けでは、防犯・防火ニーズに加え、お客様の生活スタイルに柔軟に対応でき、様々な機器と接続することでサービスを拡張できる「セコム・ホームセキュリティNEO」を提供しております。当期は、「セコム・ホームセキュリティ」のオプションサービスとして配信している「YOR i SOS（よりそす）」アプリの利用拡大を図るなど、利便性の向上したホームセキュリティシステムを積極的に拡販しました。

海外では、経済発展が続く東南アジアを中心に、緊急対処サービスや画像監視を特長とするセキュリティサービスの拡販に努めるとともに、最先端技術を取り込みながら機械警備のデジタルトランスフォーメーションを推進し、現地市場に適応したサービス、システムの開発・導入を推進しました。

当期は2022年7月より連結子会社となった株式会社セノンの寄与、事業所向け・家庭向けのセントラライズドシステムの販売が堅調に推移したこと、安全商品の売上が増大したことなどにより、売上高は6,140億円(前期比5.3%増加)となり、営業利益は人件費の増加により、1,127億円(前期比1.1%増加)となりました。

防災事業では、オフィスビル、プラント、トンネル、文化財、船舶、住宅といった様々な施設に対し、お客様のご要望に応えた高品質な自動火災報知設備や消火設備などの各種防災システムを提供しております。当期も、国内防災業界大手2社である能美防災株式会社およびニッタン株式会社が、それぞれの営業基盤や商品開発力などを活かした防災システムの受注に努めました。

当期は火災報知設備や消火設備の増収により、売上高は1,606億円(前期比10.3%増加)となり、営業利益は火災報知設備の原価率の改善などにより、153億円(前期比33.7%増加)となりました。

メディカルサービス事業では、訪問看護サービスや薬剤提供サービスなどの在宅医療サービスを中心として、シニアレジデンスの運営、電子カルテの提供、医療機器・医薬品等の販売、介護サービス、医療機関向け不動産賃貸等様々なメディカルサービスを提供しております。

当期はインドにおける総合病院事業会社タクシャシーラ ホスピタルズ オペレーティング Pvt. Ltd.の増収および医薬品の販売が好調となったことなどにより、売上高は801億円(前期比3.2%増加)となり、営業利益は原価率の上昇などにより、51億円(前期比11.8%減少)となりました。

保険事業では、当期もセキュリティシステム導入によるリスク軽減を保険料に反映した事業所向けの「火災保険セキュリティ割引」や家庭総合保険「セコム安心マイホーム保険」、ガン治療費の実額を補償する「自由診療保険メディコム」、セコムの緊急対処員が要請に応じて事故現場に急行するサービスを付帯した自動車総合保険「セコム安心マイカー保険」など、セコムグループならではの保険の販売を推進しました。

当期は保険引受収益および運用収益の増収などにより、売上高は581億円(前期比4.7%増加)となり、営業利益は自然災害による損害の減少などにより、25億円(前期比146.1%増加)となりました。

地理空間情報サービス事業では、航空機や車両、人工衛星などを利用した測量や計測で地理情報を集積し、加工・処理・解析した空間情報サービスを、国および地方自治体などの公共機関や民間企業、さらには新興国や発展途上国を含めた諸外国政府機関に提供しております。

当期は国内公共部門および国内民間部門の減収などにより、売上高は605億円(前期比2.6%減少)となり、営業利益は人件費の増加による販売費及び一般管理費の増加により、53億円(前期比21.5%減少)となりました。

BPO・ICT事業では、データセンターを中核に、セコムならではのBCP（事業継続計画）支援や情報セキュリティ、クラウドサービス、認証サービスの提供に加えて、コンタクトセンター業務を含む様々なBPO業務の受託・運営を行っています。

当期はコンタクトセンター業務やバックオフィス業務全般のBPOサービスを提供する株式会社TMJの減収により、売上高は1,272億円(前期比0.7%減少)となり、営業利益はデータセンター事業の原価率の改善により、118億円(前期比1.8%増加)となりました。

その他事業には、不動産賃貸および建築設備工事などが含まれます。

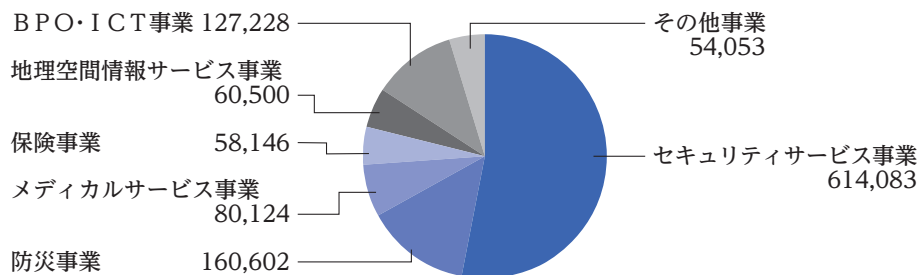
当期は売上高は540億円(前期比10.4%増加)となり、営業利益は73億円(前期比10.4%増加)となりました。

事業の種類別セグメントの状況 [第63期 (当連結会計年度)]

	売上高			営業利益
	外部顧客に対する売上高	セグメント間の内部売上高又は振替高	計	
セキュリティサービス事業	614,083	12,740	626,824	112,736
防 災 事 業	160,602	3,282	163,884	15,372
メディカルサービス事業	80,124	250	80,375	5,178
保 険 事 業	58,146	2,684	60,831	2,552
地理空間情報サービス事業	60,500	204	60,704	5,321
B P O ・ I C T 事業	127,228	13,085	140,314	11,848
そ の 他 事 業	54,053	1,355	55,409	7,362
計	1,154,740	33,603	1,188,344	160,371
消 去 又 は 全 社	—	△33,603	△33,603	△19,713
連 結	1,154,740	—	1,154,740	140,658

地域別にみますと、国内の売上高は1兆915億円（前期比4.7%増加）となりました。
海外売上高は631億円（前期比7.7%増加）となりました。

外部顧客に対する売上高（百万円）



2. 対処すべき課題

セコムグループを取り巻く環境においては、テクノロジーの進化、労働力人口の減少、体感治安の悪化、高齢化の進行、自然災害の頻発化・激甚化等への対応が課題となっております。このような状況下において、セコムグループは、これらの課題解決に貢献するため、以下の取り組みを推進しております。

①新しい技術・ノウハウの積極的な活用

テクノロジーの進化が進む中、最先端技術を活用した付加価値創造・サービス品質向上等を実現するため、新しい技術やノウハウを積極的に情報収集し、活用してまいります。また、こうした取り組みを通じて、国内および海外において、最新技術と人財を融合した新商品・新サービスの創出に取り組んでまいります。

②国内事業（サービス・商品の競争力の向上）

国内事業においては、法人マーケット向けのサービスや商品の品質向上・機能向上を図り競争力を高めていくとともに、高齢者見守り等の新サービスを提供することにより、個人マーケットの更なる開拓等に注力してまいります。また、セコムグループの経営資源を最大限に活用することにより、多様化するお客様のニーズに応える付加価値の高いサービスを提供することで、「安全・安心・快適・便利」な社会の構築を目指してまいります。

③海外事業の強化

海外事業においては、広告宣伝をはじめとした販売促進を行いながら、高まる安心ニーズに対して、最先端技術を積極的に取り入れ、現地ニーズに合った海外のローカルマーケット向けの事業企画・商品開発や大型物件への対応など、事業展開を強化してまいります。また、現地における積極的な採用、教育・研修の充実により、海外事業におけるサービス品質を向上してまいります。

④業務効率化及び業務品質の向上

労働力人口の減少による人手不足への対応に当たり、システムへの投資により機能改善を図ることで業務の効率化を推進し、生産性向上、収益性向上、サービス品質の向上に繋げてまいります。あわせて、業務プロセスおよび社内の事務処理や組織の見直しを図り、コスト削減を促進してまいります。

⑤競争力向上のための人財確保

セコムグループでは、最新技術の活用や海外展開のためのIT人財およびグローバル人財が必須であることに加え、国内事業におけるサービス向上の面においても人財の確保が必要です。労働力人口が減少する中でも、事業展開を支える人財の採用強化を進め、成長分野を強化するための人財の再配置などの組織戦略を推進してまいります。また、既存社員の育成、変化適応力の向上のための教育・研修の強化、社員それぞれの個性を活かし、公私とも

に豊かで充実した人生を送る基盤としての環境整備等を継続して進めてまいります。

⑥コンプライアンス・ガバナンス体制の強化

上記の取り組みを推進するに当たり、「安全・安心」を提供するセコムグループにとって、法および法の精神の遵守によりお客様からの信頼を確保・維持し続けることは、経営上極めて重要な課題であります。セコムグループでは、創業以来受け継がれてきた「セコムの理念」を通じて、より一層のコンプライアンス体制の強化に努めております。また、ガバナンス体制の強化も継続して推進し、ステークホルダーの皆様から選ばれ続ける会社づくりに取り組んでまいります。

今後とも株主の皆様には、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は、総額で993億円（内訳は以下のとおり）であり、その主なものは、セキュリティサービス事業におけるシステム設備（警報機器・設備）等に対する投資549億円であります。

事業の種類	金額
セキュリティサービス事業	54,945百万円
防災事業	3,376百万円
メディカルサービス事業	6,194百万円
保険事業	3,495百万円
地理空間情報サービス事業	2,362百万円
B P O ・ I C T 事業	26,255百万円
その他事業	2,422百万円
小計	99,052百万円
消去又は全社	288百万円
合計	99,340百万円

4. 資金調達の状況

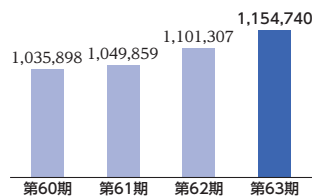
当連結会計年度は、資本市場での社債および新株式の発行による資金調達はありませんでした。

5. 企業集団の財産および損益の状況の推移

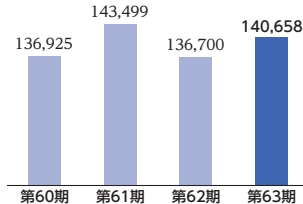
期別 項目	第 60 期 (2020年4月 1日から 2021年3月31日まで)	第 61 期 (2021年4月 1日から 2022年3月31日まで)	第 62 期 (2022年4月 1日から 2023年3月31日まで)	第 63 期 (当連結会計年度) (2023年4月 1日から 2024年3月31日まで)
売上高	1,035,898	1,049,859	1,101,307	1,154,740
営業利益	136,925	143,499	136,700	140,658
経常利益	138,990	153,186	156,124	166,859
親会社株主に帰属する当期純利益	74,681	94,273	96,085	101,951
1株当たり当期純利益	342.17	431.27	445.02	482.04
自己資本当期純利益率	7.1%	8.6%	8.4%	8.5%
総資産	1,864,179	1,907,755	1,989,062	2,080,781
純資産	1,229,824	1,256,036	1,316,047	1,390,689

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第61期期首から適用しております。

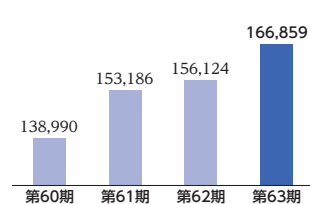
売上高 (百万円)



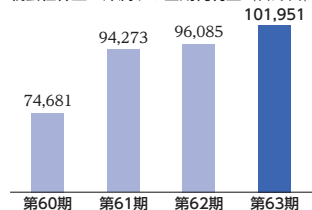
営業利益 (百万円)



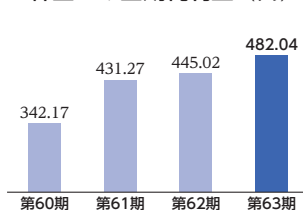
経常利益 (百万円)



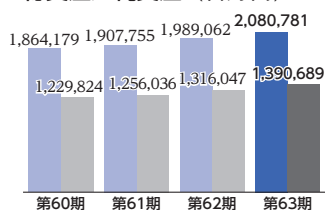
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



1株当たり当期純利益 (円)



総資産／純資産 (百万円)

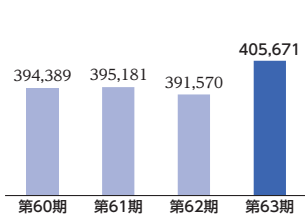


6. 当社単体の財産および損益の状況の推移

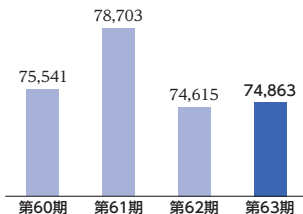
期別 項目	第 60 期 (2020年4月 1日から 2021年3月31日まで)	第 61 期 (2021年4月 1日から 2022年3月31日まで)	第 62 期 (2022年4月 1日から 2023年3月31日まで)	第 63 期 (当事業年度) (2023年4月 1日から 2024年3月31日まで)
売上高	394,389	395,181	391,570	405,671
営業利益	75,541	78,703	74,615	74,863
経常利益	89,301	95,094	93,255	112,225
当期純利益	59,960	69,885	68,651	86,936
1株当たり当期純利益	274.72	319.70	317.95	411.04
自己資本当期純利益率	7.3%	8.2%	8.0%	10.0%
総資産	971,493	993,501	992,881	1,014,130
純資産	838,562	859,950	860,308	873,263

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第61期期首から適用しております。

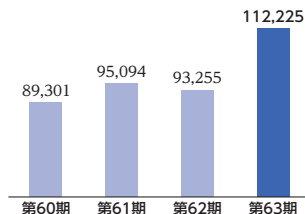
売上高 (百万円)



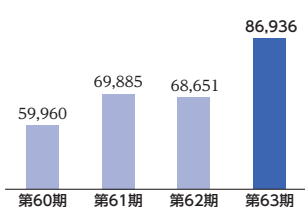
営業利益 (百万円)



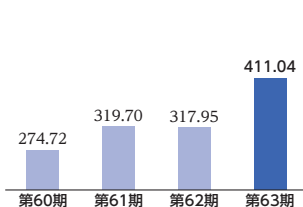
経常利益 (百万円)



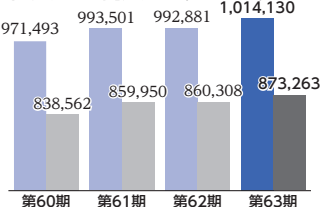
当期純利益 (百万円)



1株当たり当期純利益 (円)



総資産／純資産 (百万円)



7. 重要な子会社の状況

(2024年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率 (議決権比率)	主要な事業内容
セコム上信越株式会社	百万円 3,530	100.00 (100.00)%	警備保障および安全業務
株式会社 アサヒセキュリティ	百万円 100	100.00 (100.00)%	集配金サービス
能美防災株式会社	百万円 13,302	50.36 (50.70)%	総合防災サービス
ニッタン株式会社	百万円 2,302	100.00 (100.00)%	総合防災サービス
セコム医療システム 株式会社	百万円 100	100.00 (100.00)%	在宅医療サービスおよび 遠隔画像診断支援サービス
セコム損害保険株式会社	百万円 16,808	97.24 (97.95)%	損害保険業
株式会社パスコ	百万円 8,758	71.55 (72.18)%	測量・計測事業および 地理空間情報システム事業
セコムトラストシステムズ 株式会社	百万円 1,468	100.00 (100.00)%	情報セキュリティサービス およびソフトウェア開発
株式会社アット東京	百万円 13,378	50.88 (50.88)%	データセンター事業
株式会社 T M J	百万円 100	100.00 (100.00)%	コンタクトセンター事業を含む BPO事業
ウェステック・セキュリティ・ グループ Inc.	米ドル 301	100.00 (100.00)%	米国における持株会社
セコム P L C	千英ポンド 44,126	100.00 (100.00)%	英国における警備業
タクシャシーラ ホスピタルズ オペレーティング Pvt. Ltd.	百万ルピー 7,176	60.00 (60.00)%	インドにおける病院経営
セコムメディカルシステム (シンガポール) Pte. Ltd.	千シンガポールドル 142,098	100.00 (100.00)%	シンガポールにおける持株会社

(注)

- 出資比率（議決権比率）は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
- 能美防災株式会社、タクシャシーラ ホスピタルズ オペレーティング Pvt. Ltd.およびセコムメディカルシステム（シンガポール）Pte. Ltd.に対する出資比率（議決権比率）は当社が間接保有しているものを含みます。

8. 主要な事業内容

セコムグループは、当社、連結子会社151社および持分法適用関連会社17社で構成され、警備請負サービスを中心としたセキュリティサービス事業、総合防災サービスを中心とした防災事業、在宅医療およびシニアレジデンスの運営を柱にしたメディカルサービス事業、損害保険業を中心とした保険事業、測量・計測事業を中心とした地理空間情報サービス事業、情報セキュリティや大規模災害対策、データセンター、BPO業務を中心としたBPO・ICT事業、不動産賃貸および建築設備工事などのその他事業を主な内容とし、事業活動を展開しております。

9. 主要な事業所

- ①当社本社 東京都渋谷区神宮前1丁目5番1号
- ②当社本部・事業部 北海道本部（札幌市）、東北本部（仙台市）、西関東本部（さいたま市）、東関東本部（千葉市）、東京本部（東京都港区）、首都常駐統轄本部（東京都渋谷区）、首都圏現送事業部（東京都渋谷区）、神奈川本部（横浜市）、静岡本部（静岡市）、中部本部（名古屋市）、近畿本部（京都市）、大阪本部（大阪市）、兵庫本部（神戸市）、中国本部（広島市）、四国本部（高松市）、九州本部（福岡市）
- ③国内子会社 セコム上信越株式会社（新潟市）、株式会社アサヒセキュリティ（東京都港区）、能美防災株式会社（東京都千代田区）、ニッタン株式会社（東京都渋谷区）、セコム医療システム株式会社（東京都渋谷区）、セコム損害保険株式会社（東京都千代田区）、株式会社パスコ（東京都目黒区）、セコムトラストシステムズ株式会社（東京都新宿区）、株式会社アット東京（東京都江東区）、株式会社TMJ（東京都新宿区）、株式会社荒井商店（東京都渋谷区）
- ④海外子会社 ウェステック・セキュリティ・グループInc.（米国デラウェア州ドーバー市）、セコムPLC（英国サリー州ケンリー市）、西科姆（中国）有限公司（中国北京市）、タクシャシーラ ホスピタルズ オペレーティング Pvt. Ltd.（インドカルナータカ州ベンガルール）、セコムメディカルシステム（シンガポール）Pte. Ltd.（シンガポール）

10. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
64,744名	343名減

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15,672名	251名減	44.4歳	18.0年

(注) 従業員数は、就業人員を記載しております。

11. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	9,288百万円
株式会社みずほ銀行	6,342百万円
株式会社三井住友銀行	3,419百万円
株式会社りそな銀行	3,151百万円

12. その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 900,000,000株
2. 発行済株式の総数 233,299,898株 (自己株式22,808,460株を含む)
3. 当事業年度末の株主数 39,195名
4. 単元株式数 100株
5. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	47,065 ^{千株}	22.35%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	18,763 ^{千株}	8.91%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 5 5	9,591 ^{千株}	4.55%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口820079272)	6,740 ^{千株}	3.20%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	5,463 ^{千株}	2.59%
公益財団法人セコム科学技術振興財団	4,025 ^{千株}	1.91%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	2,819 ^{千株}	1.33%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	2,733 ^{千株}	1.29%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	2,580 ^{千株}	1.22%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	2,498 ^{千株}	1.18%

(注) 当社は、自己株式 (22,808,460株) を保有しておりますが、上記表から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

6. 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,418 ^株	5 ^名

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

(2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当、 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	中 山 泰 男	執行役員 一般社団法人全国警備業協会会長
代表取締役社長	尾 関 一 郎	執行役員
専 務 取 締 役	吉 田 保 幸	執行役員 (経営企画担当、グループ会社監理担当、 リスク管理担当)
常 務 取 締 役	布 施 達 朗	執行役員 (広報・渉外・マーケティング本部長) セコム医療システム株式会社取締役会長
取 締 役	廣 瀬 篁 治	株式会社モニタス代表取締役会長
取 締 役	渡 邊 元	渡辺パイプ株式会社代表取締役会長
取 締 役	原 美 里	税理士法人横浜弁天会計社代表税理士 日本酸素ホールディングス株式会社社外取締役
監 査 役	伊 東 孝 之	常勤
監 査 役	辻 康 弘	常勤
監 査 役	加 藤 秀 樹	
監 査 役	安 田 信	株式会社安田信事務所代表取締役社長
監 査 役	田 中 節 夫	公益財団法人警察育英会代表理事 公益財団法人警察協会代表理事

(注)

1. 取締役のうち廣瀬篁治、渡邊元および原美里の三氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち加藤秀樹、安田信および田中節夫の三氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役伊東孝之氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外取締役廣瀬篁治、渡邊元および原美里の三氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な利害関係はありません。
5. 社外監査役安田信氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な利害関係はありません。
6. 社外監査役田中節夫氏が兼職している二つの財団に、当社は寄付金を納めておりますが、その寄付金額は各100万円未満であり、また、いずれの財団も公益の増進に著しく寄与

する特定公益増進法人として認定されており、両財団および同氏と当社との間で独立性が疑われるおそれや一般株主との利益相反が生じるおそれはありません。

7. 社外取締役廣瀬眞治、渡邊元および原美里の三氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。
8. 社外監査役加藤秀樹、安田信および田中節夫の三氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。
9. 当事業年度中の取締役の異動
 - ①取締役泉田達也氏は、2023年6月27日開催の第62回定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。
 - ②取締役栗原達司氏（2023年6月27日付でBPO・ICT担当および業務改革推進担当）は、2023年12月31日付で取締役を辞任いたしました。
10. 当事業年度中の監査役の異動
 - ①監査役加藤幸司氏は、2023年6月27日開催の第62回定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。
 - ②辻康弘氏は、2023年6月27日開催の第62回定時株主総会において監査役に選任され就任いたしました。
11. 当事業年度中の監査役の重要な兼職の異動
社外監査役加藤秀樹氏は、2023年6月19日付でSMBC日興証券株式会社社外取締役を退任いたしました。
12. 当事業年度後の取締役の地位の異動
 - ①代表取締役社長尾関一郎氏は、2024年3月31日をもって代表取締役社長を辞任し、同年4月1日付で取締役となりました。
 - ②専務取締役吉田保幸氏は、2024年4月1日付で代表取締役社長に就任いたしました。

〈ご参考〉

取締役ではない当社執行役員は次のとおりであります。 (2024年5月1日現在)

地 位	氏 名
常 務 執 行 役 員	古川颯一、泉田達也、上田 理、山中善紀、杉本陽一、福満純幸、永井 修、佐藤貞宏
執 行 役 員	進藤健輔、桑原靖文、福岡規行、赤木 猛、長尾誠也、植松則行、小松 淳、千田岳彦、中田貴士、森田通義、稲葉 誠、杉本敏範、荒木 総、滝沢 聡、澤本 泉、久保田颯、内藤昌彦、喜連新治、竹澤 稔、寺井康悦

(注)

1. 泉田達也氏は、2023年6月27日付で常務執行役員に就任いたしました。
2. 寺井康悦氏は、2023年10月20日付で執行役員に就任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役および執行役員等の主要な業務執行者を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に負担することになる損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、当該保険契約に免責額の定めを設けて当該免責額に至らない損害については補填の対象としないことや、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由に該当する場合には補填の対象としないことにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、保険料は、株主代表訴訟補償特約などの特約分も含め、当社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

4. 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等		非金銭報酬等	
		固定報酬	ストック オプション	賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	278	224	—	40	13	6
監査役 (社外監査役を除く)	47	47	—	—	—	3
社外取締役	30	30	—	—	—	3
社外監査役	28	28	—	—	—	3
合計	385	331	—	40	13	15

(注) 上記の報酬等は、いずれも取締役会があらかじめ定めた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に従ったものであり、それぞれの内容については、「5. 役員等の報酬等の額の決定に関する方針」をご参照ください。なお、上記の業績連動報酬等に関し、当事業年度における連結営業利益の目標は132,200百万円で、実績は140,658百万円となりました。

5. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

(1) 取締役の報酬

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を取締役会の決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

取締役の報酬については、金銭報酬（固定月額報酬および賞与）と株式報酬で構成することとしております。ただし、社外取締役については、固定月額報酬のみを支給することとしております。また、当社は社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」という。）がその在任中に死亡した場合には、当該取締役の遺族に対し、株主総会の決議を得た上で、取締役会の決議により定められた役員弔慰金支給規程に従って役員弔慰金を支給することとしております。

これらの報酬のうち、金銭報酬（固定月額報酬および賞与）については、2005年6月29日開催の第44回定時株主総会において、その総額を年額6億円以内（当該定めに係る取締役の員数は11名）とする旨の決議がなされており、かかる株主総会の決議に基づき、指名・報酬委員会が、取締役会の授権を受けて、その上限額の範囲内において各取締役の金銭報酬を決定することとしております。また、対象取締役に支給する株式報酬については、2021年6月25日開催の第60回定時株主総会において、(a) 譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬債権の総額を、金銭報酬とは別枠で、年額1億円以内とし、譲渡制限付株式として発行または処分がなされる当社普通株式の総数を年20,000株以内（当該定めに係る対象取締役の員数は7名）とする旨、(b) 譲渡制限期間を、対象取締役が当社普通株式の発行または処分を受けた日（以下、「付与日」という。）から、当該対象取締役が当社の取締役、執行役員、監査役および使用人（以下、「当社取締役等」という。）のいずれの地位からも退任または退職（死亡による退任または退職を含む。以下、「退任等」という。）をする時点までの期間とする旨、(c) 譲渡制限期間の満了時において、当該対象取締役の当社取締役等からの退任等が任期満了または定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由によるものではない場合には、当社は、当該対象取締役が保有する当該普通株式の全部を当然に無償で取得する旨、(d) 譲渡制限期間の満了時において、当該対象取締役の当社取締役等からの退任等が任期満了または定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由によるものであっても、当該退任等が付与日後最初に到来する当社の定時株主総会の終結時より前である場合には、当社は、当社の取締役会が当該退任等の時期に応じたあらかじめ決定した合理的な基準に従って定められる数の当該普通株式を除き、当該対象取締役が保有する当該普通株式を当然に無償で取得する旨などの決議がなされており、かかる株主総会の決議に基づき、取締役会が、指名・報酬委員会における審議の結果を踏まえた上で、上記(a)の上限額・上限数の範囲内において各対象取締役の株式報酬を決定することとしております。

金銭報酬のうち、各取締役の固定月額報酬の額の決定、および各対象取締役の株式報酬の額（譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬債権の額）の決定にあたっては、各

取締役の職責および在任年数、当社の業績等を総合的に勘案し、決定することとしております。また、各対象取締役の賞与の額の決定にあたっては、当社が重要視する経営目標の一つである連結営業利益、各取締役の職責、在任年数等を総合的に勘案し、決定することとしております。

各対象取締役に支給する固定月額報酬の額、賞与の額および株式報酬の額の割合は、概ね80：15：5とすることとしております。固定月額報酬については毎月、各事業年度に係る賞与については翌事業年度の7月に、各事業年度に係る株式報酬については上記の譲渡制限期間に服することを条件として当該事業年度の7月に、それぞれ支給することとしております。

当事業年度においても、これらの手続に則り、取締役の個人別の報酬が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、2024年度より、各対象取締役に支給する固定月額報酬の額、賞与の額および株式報酬の額の割合について、概ね65：15：20とすることを決定いたしました。あわせて、金銭報酬のうち各対象取締役の賞与の額の決定にあたっては、当社が重要視する経営目標である連結営業利益、EPS（1株当たり当期純利益）および従業員エンゲージメント（社員満足度）を設定し、達成度等を総合的に勘案し決定することといたしました。

また、当社は、取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、取締役の選解任に関する議案の原案を策定のうえ取締役会に提案し、また、取締役の個人別の金銭報酬を決定および株式報酬を審議の上取締役会に答申しております。当事業年度における指名・報酬委員会の構成員は、中山泰男（委員長・代表取締役会長）、尾関一郎（代表取締役社長）、廣瀬篁治（社外取締役）、渡邊元（社外取締役）、および原美里（社外取締役）の計5名（うち社外取締役3名）でありましたが、同委員会委員長は、2023年6月27日に中山泰男氏から廣瀬篁治氏に交代し、また、尾関一郎氏は2024年3月31日をもって委員を退任し、吉田保幸氏が2024年4月1日付で委員に就任いたしました。

(2) 監査役の報酬

監査役の報酬については、金銭報酬のみで構成することとしており、2011年6月24日開催の第50回定時株主総会において、その総額を年額8千万円以内（当該定めに係る監査役の員数は5名）とする旨の決議がなされており、かかる株主総会の決議に基づき、その上限額の範囲内において個々の監査役の職務に応じた報酬額を、監査役の協議により決定することとしております。本総会において第4号議案が原案どおり承認可決されますと、上記の総額は、「年額8千万円以内」から「年額9千万円以内」に変更されます。

なお、監査役の報酬については、業績連動報酬は導入していません。

6. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
社外取締役	廣瀬 篁治	12回中12回	—	取締役会では、多数の法人等の創業・経営や業界団体の設立・運営で培われた豊富な経験および高い見識に基づく助言・提言を行っているほか、指名・報酬委員会では委員として審議に参画するなど、監督機能を十分に発揮しており、社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
社外取締役	渡邊 元	12回中12回	—	取締役会では、長年にわたる企業経営で培われた豊富な経験および高い見識に基づく助言・提言を行っているほか、指名・報酬委員会では委員として審議に参画するなど、監督機能を十分に発揮しており、社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
社外取締役	原 美里	12回中12回	—	取締役会では、会社役員および税理士として培われた豊富な経験や幅広い見識に基づく助言・提言を行っているほか、指名・報酬委員会では委員として審議に参画するなど、監督機能を十分に発揮しており、社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
社外監査役	加藤 秀樹	12回中12回	13回中13回	国の施策の実施の経験や政策シンクタンクにおいて培った数多くの経験・見識を活かし、取締役会等の場で助言・提言を行うほか、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べていただいております。
社外監査役	安田 信	12回中12回	13回中13回	グローバル企業の経営者としての豊富な経験および幅広い見識を活かし、取締役会等の場で助言・提言を行うほか、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べていただいております。
社外監査役	田中 節夫	12回中12回	13回中13回	行政分野において要職を歴任し、その経歴を通じて培われた豊富な経験および幅広い見識を活かし、取締役会等の場で助言・提言を行うほか、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べていただいております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当 社	204	146	214	58
連結子会社	461	76	419	81
計	666	222	634	139

(注)

1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、監査証明業務に基づく報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、ウェステック・セキュリティ・グループInc. についてはWEAVER AND TIDWELL LLP、セコムPLCについてはKPMG LLP、タクシャシーラ ホスピタルズ オペレーティング Pvt. Ltd.についてはBSR & Co. LLP、セコムメディカルシステム (シンガポール) Pte. Ltd.についてはKPMG Services Pte. Ltd.の監査を受けております。

3. 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務デューデリジェンス等に係る業務であります。連結子会社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、監査・保証実務委員会実務指針第86号(受託業務に係る内部統制の保証報告書)に基づく内部統制の整備状況の検証業務等であります。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の会計監査人が会社法第340条第1項に該当すると認められる場合は、速やかに監査役会を開催し、監査役全員の同意があった場合は、会計監査人の解任手続きを取るものといたします。なお、この場合、監査役会は一時会計監査人または代替の会計監査人の選任について決定を行い、代替の会計監査人の選任に関する議案を、決定後最初に招集される株主総会に付議いたします。また、監査役会で選定した監査役が同総会において、当該解任の旨およびその理由を報告いたします。

上記のほか、会計監査人の職務執行状況や監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合は、監査役会は、監査役の過半数による決定により、会計監査人の不再任に関する決定を行うとともに、代替の会計監査人の選任について決定を行い、会計監査人の不再任および代替の会計監査人の選任に関する議案を、株主総会に付議いたします。

V. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

1. 内部統制システムの基本方針および運用状況の概要

当社が、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」（いわゆる内部統制システムの基本方針）として取締役会で決議した内容は、下記のとおりです。（最終改定：2024年2月8日）

記

1. 総論

会社法第362条第5項に基づき取締役会で決議した内部統制システムの基本方針を明らかにするとともに、不断の見直しにより改善を図っていく。

2. 取締役と使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【基本方針】

当社の事業にとって不可欠な要件は、法令・定款の遵守はもとより、その精神に基づいたより厳格な組織運営を行うことにある。当社にとってコンプライアンスは日常業務そのものであり、一人ひとりが常に高いコンプライアンス意識を保持し、さらにその推進者となる体制を重視する。

- (1) 役職員は、法令・定款遵守（コンプライアンス）を含む職務執行の行動基準である「セコムグループ社員行動規範」に基づいて行動し、「セコムの事業と運営の憲法」を基軸とする業務運営を行う。
- (2) 各分野別に責任を持つ担当役員は、自らの担当する分野の関連法規及び当該法規の業務運営との関連について精通し、法改正等への対応策を代表取締役社長に提案するとともに、課題・事案に適切に対応する責任を有する。法務部その他の関連部署はこれらを支援し横断的に整合を取る。これらについて、代表取締役社長は必要に応じて取締役会に報告する。
- (3) 代表取締役社長の命により監査部は適時組織横断的に職務執行を査察し、法令及び当社規程の遵守を推奨するとともに是正すべき事項を指摘する。監査部は、査察の結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。
- (4) 役職員は行動規範に反する行為を知ったときは上司に報告する義務を負っているが、報告しても是正措置がとられない場合や報告することが困難な状況にある場合等のときに、監査部または社外の法律事務所へ直接通報できる「ほっとヘルプライン」を設置する。当社は、「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針について」及び「内部通報規程」に則り、通報された内容は秘密事項として扱い、必要な調査を行ったうえで適正な処置をとる。通報者はこの通報により何らの不利益も受けない。

- (5) 代表取締役社長を委員長とする組織風土委員会を常設し、重要な表彰・処分、風通しの良い組織風土を醸成するための施策を決定する。また、「セコムグループ社員行動規範」の改正、コンプライアンスにかかわる重要な事項の制定・改正は組織風土委員会で審議のうえ監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。

【運用状況】

当社は、研修、社内活動、eラーニングシステム等を通じて「セコムグループ社員行動規範」や「セコムの理念」の浸透と定着を図っている。

コンプライアンスにかかわる問題等については、役職員一人ひとりが適切に対応する体制を整備している。その中でも重要な案件は各地域のコントロールセンターが対応し、本社にある中央コントロールセンターに情報を集約している。中央コントロールセンターは関連部署に情報を展開するとともに、必要に応じて代表取締役社長に報告している。

監査部は監査計画に基づいた業務監査を行い、監査結果を代表取締役社長および監査役へ毎月報告するとともに、問題解決に必要な是正措置を主管部署へ提言している。また、代表取締役社長は必要に応じて主管部署へ是正を指示している。

当事業年度においては、「はっとヘルプライン」に96件の通報があり、組織風土委員会は6回開催された。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

【基本方針】

取締役の職務執行に係る情報は、当社規程に従い適切に保存及び管理を行い、必要に応じて運用状況を検証し、見直しを行う。

【運用状況】

取締役会議事録・決裁文書などの取締役の職務執行に係る情報は、「セコムグループ情報セキュリティ基本方針」に則って適切に保存および管理を行っている。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【基本方針】

- (1) 当社のリスク管理体制は、危機管理が当社の事業そのものであるとの認識のもと、代表取締役社長が全体を統轄し、担当役員・部門責任者は、自己の担当する事業分野について、事業リスク及び不正リスクを分析・評価する。これを踏まえて、環境の変化に応じた体制の見直しが行われ、重要なものは取締役会および監査役会に報告される。
- (2) 全社横断的なリスクの把握及び対策の検討等を行うため、リスク管理担当役員を委員長とするリスク対策委員会を開催し、必要に応じて、代表取締役社長および取締役会に報告する。

- (3) 当社のリスク管理体制の重要な改変は監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。

【運用状況】

各役員・部門責任者は自己の担当する事業分野について適宜リスク分析・評価を行い、結果について代表取締役社長へ報告するとともに、顕在化したリスクについて適切に対応している。当事業年度においては、リスク対策委員会を6回開催し、全社横断的なリスクの把握および対策の検討等を行っている。

なお、リスクは以下の分類で分析・評価を行っている。

- | | |
|-------------|--------------|
| ①大規模災害リスク | ②コンプライアンスリスク |
| ③システムリスク | ④業務提供に係るリスク |
| ⑤事務処理・会計リスク | ⑥サプライチェーンリスク |
| ⑦感染症リスク | ⑧SDGs関連リスク |
- 等

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

【基本方針】

- (1) 取締役会は、独立した立場の社外取締役を含む取締役で構成し、「取締役会規則」に基づき、法令等に定める重要事項の決定及び経営上の意思決定等を行うとともに、取締役の適正な職務執行を監督する。
- (2) 取締役の職務の執行を効率的に行うため、執行役員制度を導入する。
- (3) 情報システムを活用し、事業の拡大、安定的かつ効率的な運営を確保する。
- (4) 中長期の「事業ビジョン」を共有し、その実現に向けて年次事業計画を取締役会で策定、その進捗を取締役会で審議する。

【運用状況】

取締役会は社外取締役3名を含む7名の取締役で構成され、社外監査役3名を含む監査役5名も出席し、原則として毎月1回開催している。取締役会では、「事業ビジョン」に基づき、経営に関する重要事項の審議や取締役の業務執行状況の報告などを行い、的確で迅速な意思決定を行うよう努めており、取締役4名を含む32名の執行役員体制により意思決定と職務の執行のスピード化を図っている（上記は2024年3月31日現在の役員体制）。また、情報システムの安定稼働を目的に、サイバー攻撃対策と監視、定期的な点検・見直しを実施している。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 6-1. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【基本方針】

- (1) 子会社は「セコムの事業と運営の憲法」を基本理念に、すべての役職員に適用される「セコムグループ社員行動規範」を共有し、グループの役職員が一体となって適正な業務運営に努める。
- (2) 子会社は「セコムグループ情報セキュリティ基本方針」に則ってIT統制を行う。当社のICT担当役員は主要な子会社のIT運用状況について適時査察を行う。
- (3) 当社代表取締役社長を議長とし、主要な子会社の社長及び議長が指名する者で構成する「セコムグループ経営会議」を設け、グループ情報及び運営理念の共有化を図り、内部統制にかかわる諸問題の討議等を行い、業務の適正な運営に努める。当社代表取締役社長はその結果を必要に応じて取締役会及び監査役会に報告する。
- (4) 当社代表取締役社長は当社の内部監査部門（監査部及びグループ運営監理部）に命じ、必要に応じて子会社を査察する。子会社は当社の査察を受け入れ、その指導を受けるとともに、当社と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題の把握及びその改善に努める。また当社は、子会社の役職員がコンプライアンスに反する行為を知ったときに当社のグループ運営監理部へ直接通報できる「グループ本社ヘルプライン」を設置する。「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針について」及び「内部通報規程」に則り、通報された内容は秘密事項として扱い、必要な調査を行なったうえで適正な処置をとる。通報者はこの通報により何らの不利益も受けない。
- (5) 主要な子会社については当社監査役が訪問し、内部統制に関する監査を実施する。
- (6) 当社は、当社監査役会と協議のうえ、グループ監査役連絡会を設け、情報の共有化を図る。

6-2. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**【基本方針】**

「セコムグループ企業経営基本規程」を定め、子会社の重要意思決定について、当社への事前の承認事項並びに報告事項の基準を明確にし、これを実行する。

6-3. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**【基本方針】**

子会社は「セコム及びセコムグループにおける危機管理の意義と基本方針」に則り、リスク管理体制の整備を行う。また、重要事項発生時には当社の統制下で適切な対応をとる。

6-4. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**【基本方針】**

- (1) 子会社の全取締役は、「セコムの事業と運営の憲法」を基軸とする効率的な業務運営を行う。
- (2) 当社及び子会社は、セコムグループの「事業ビジョン」に基づいて年次の事業計画を策定し、その進捗を確認する。

【運用状況】

コンプライアンスにかかわる重要な案件等は、当社の中央コントロールセンターに情報を集約している。中央コントロールセンターは関連部署に情報を展開するとともに、必要に応じて代表取締役社長に報告している。

当事業年度において、代表取締役社長は「セコムグループ経営会議」を2回開催し、子会社の事業計画の進捗確認等を行っている。監査役はグループガバナンス強化のため、グループ子会社の訪問・聴取を実施している。また、グループ子会社の監査役等との連携強化のため、「セコムグループ監査役・内部監査部門合同連絡会」や「情報交換会」を開催している。内部監査部門は、必要に応じて子会社を査察するとともに、「グループ本社ヘルプライン」により内部通報された内容については関係部署、子会社と協同し適切に対応している。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

【基本方針】

- (1) 専属の使用人を常時2人以上配置した監査役室を設置し、監査業務を補助する体制をとる。
- (2) 監査役の補助者は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をすることができる。
- (3) 監査役の補助者の人事異動・人事評価は監査役会の承認を得たうえで決定する。監査役より、監査業務に必要な命令を受けた補助者はその命令に関して、取締役及び執行役員並びに使用人の指揮命令を受けず、また報告義務も負わない。

【運用状況】

当社は、社内事情に精通した専属の使用人を3人配置した監査役室を設置している。監査役の補助者は、監査役からの命令に従い職務を遂行しており、補助者の人事異動・人事評価は監査役会の承認を得たうえで決定している。

8. 監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

8-1. 取締役及び会計参与並びに使用人が監査役に報告をするための体制

【基本方針】

- (1) 取締役が監査役に報告すべき事項は、監査役会と協議のうえ次のとおりとする。
 - (イ) 組織風土委員会その他で決議された事項

- (ロ) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - (ハ) 毎月の経営状況として重要な事項
 - (ニ) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - (ホ) 重大な法令・定款違反
 - (ヘ) その他コンプライアンス上重要な事項
- (2) (1)にかかわらず、監査役は必要に応じて随時取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
- (3) 「ほっとヘルプライン」により通報された事項は、監査部より監査役へ報告される。
- 8-2. 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

【基本方針】

「グループ本社ヘルプライン」により通報された事項は、グループ運営監理部より監査役へ報告される。

- 8-3. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

【基本方針】

報告された内容は「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針について」及び「内部通報規程」に則り秘密事項として扱い、必要な調査を行なったうえで適正な処置をとる。通報者はこの通報により何らの不利益も受けない。

【運用状況】

監査役は、内部統制システムの基本方針で定めた取締役が監査役に報告すべき事項の他、内部通報制度である「ほっとヘルプライン」および「グループ本社ヘルプライン」等により内部通報された内容について、適宜内部監査部門より報告を受けている。報告者が何らの不利益も受けない体制は当事業年度においても遵守されている。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

【基本方針】

当社は、監査役職務の執行について生ずる費用を負担する。

【運用状況】

監査役職務の執行について生ずる費用については、監査役会で予算を決議し、取締役会で報告している。生じた費用は当社にて負担している。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

【基本方針】

- (1) 監査役会は、代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するなど、監査が実効的に行われる体制とする。
- (2) 監査役は取締役会に出席するほか、必要に応じて重要会議に出席し経営全般に関する意見交換を行うとともに、当社及び子会社の取締役及び使用人から定期的にヒアリングを実施する。
- (3) 当社は、監査役会に対して、監査役会が独自に弁護士に委任し、また、必要に応じて専門の会計士に委任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

【運用状況】

当事業年度において、監査役は代表取締役社長との意見交換会を11回、会計監査人との意見交換会を13回開催した他、取締役会、その他の重要会議に出席し意見交換するとともに、当社および子会社の取締役および使用人から定期的にヒアリングを実施している。

2. 取締役会の評価結果について

当社は、取締役・監査役へのアンケートを通じ、取締役会評価を行いました。その結果、当社の取締役会構成は女性取締役の登用などにより多様性が確保されており、適切な人数であること、また、社外役員も積極的に発言しており、執行と監督のバランスが適切であることが確認されました。一方で、社会の環境変化を踏まえた経営戦略の大きな方向性、DXへの取り組み、人財戦略、ガバナンスやリスク等、中長期的視点に立った議論のさらなる進展について、建設的な意見も提示されました。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(937,580)	流動負債	(378,343)
現金及び預金	440,936	支払手形及び買掛金	41,003
現金護送業務用現金及び預金	138,562	短期借入金	26,910
受取手形、売掛金及び契約資産	162,325	1年内償還予定の社債	398
未収契約料	48,367	リース債務	5,186
有価証券	19,652	未払金	51,043
リース債権及びリース投資資産	40,007	未払法人税等	26,895
商品及び製品	21,545	未払消費税	11,620
販売用不動産	3,501	未払費用	11,177
仕掛品	6,368	現金護送業務用預り金	123,521
原材料及び貯蔵品	20,088	前受契約料	37,565
短期貸付金	2,448	賞与引当金	19,794
その他の貸倒引当金	△ 2,143	役員賞与引当金	71
固定資産	(1,143,201)	工事損失引当金	2,352
有形固定資産	(432,321)	その他の負債	20,802
建物及び構築物	154,626	固定負債	(311,749)
機械装置及び運搬用具	10,201	社債	2,683
警報機器及び設備	82,354	長期借入金	10,924
工具、器具及び備品	26,460	リース債務	22,863
土地	126,235	長期預り保証金	23,701
建設仮勘定	32,443	繰延税金負債	19,824
無形固定資産	(124,871)	役員退職慰労引当金	792
ソフトウェア	21,625	退職給付に係る負債	22,308
のれん	63,505	長期前受契約料	15,868
その他の投資その他の資産	39,739	保険契約準備金	188,103
投資その他の資産	(586,008)	その他の負債	4,678
投資有価証券	425,696	負債合計	690,092
長期貸付金	23,334	(純資産の部)	
敷金及び保証金	20,095	株主資本	(1,150,483)
長期前払費用	20,457	資本	66,427
退職給付に係る資産	69,583	資本剰余金	71,775
繰延税金資産	23,276	利益剰余金	1,162,259
その他の貸倒引当金	△ 10,284	自己株式	△ 149,978
		その他の包括利益累計額	(73,890)
		その他有価証券評価差額金	40,637
		繰延ヘッジ損益	△ 1
		為替換算調整勘定	22,259
		退職給付に係る調整累計額	10,995
		非支配株主持分	(166,314)
		純資産合計	1,390,689
資産合計	2,080,781	負債純資産合計	2,080,781

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		1,154,740
売上原価	797,456	
売上総利益		357,284
販売費及び一般管理費	216,626	
営業利益		140,658
営業外収益		
受取利息	2,749	
受取配当金	889	
投資有価証券売却益	377	
持分法による投資利益	9,536	
投資事業組合運用益	15,050	
その他の	3,011	31,615
営業外費用		
支払利息	1,066	
投資有価証券売却損	1,379	
固定資産売却廃棄損	1,586	
貸倒引当金繰入	3	
その他の	1,378	5,414
経常利益		166,859
特別利益		
受取損害保険金	1,625	
固定資産売却益	657	
関係会社清算益	292	
投資有価証券売却益	287	
その他の	59	2,922
特別損失		
減損損失	2,973	
解体撤去費用	980	
固定資産廃棄損	766	
投資有価証券評価損	451	
その他の	844	6,015
税金等調整前当期純利益		163,765
法人税、住民税及び事業税	47,787	
法人税等調整額	1,773	49,560
当期純利益		114,204
非支配株主に帰属する当期純利益		12,253
親会社株主に帰属する当期純利益		101,951

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	66,427	70,349	1,100,791	△ 109,224	1,128,343
当期変動額					
新株の発行					—
剰余金の配当			△ 40,482		△ 40,482
親会社株主に帰属する 当期純利益			101,951		101,951
自己株式の取得				△ 44,002	△ 44,002
自己株式の処分		1,550		3,248	4,798
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△ 124			△ 124
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	1,425	61,468	△ 40,754	22,140
当期末残高	66,427	71,775	1,162,259	△ 149,978	1,150,483

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	18,771	△ 3	10,497	6,815	36,081	151,621	1,316,047
当期変動額							
新株の発行							—
剰余金の配当							△ 40,482
親会社株主に帰属する 当期純利益							101,951
自己株式の取得							△ 44,002
自己株式の処分							4,798
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△ 124
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	21,865	2	11,761	4,179	37,809	14,692	52,501
当期変動額合計	21,865	2	11,761	4,179	37,809	14,692	74,641
当期末残高	40,637	△ 1	22,259	10,995	73,890	166,314	1,390,689

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(239,653)	流動負債	(114,332)
現金及び預金	128,047	買掛金	4,326
現金送業務用現金及び預金	35,342	短期借入金	14,746
受取手形	481	リース負債	308
未収契約料	19,048	未払金	20,170
売掛金及び契約資産	12,395	設備関係未払金	4,228
未収入金	6,398	未払法人税等	10,880
商貯蔵品	8,586	未払消費税等	3,923
前払費用	2,207	未払費用	707
短期貸付金	10,224	現金送業務用預り金	20,593
その他の金	15,086	前受契約料	22,455
貸倒引当金	1,879	賞与引当金	6,693
	△ 44	役員賞与引当金	40
固定資産	(774,477)	契約損失引当金	281
有形固定資産	(123,893)	その他の	4,975
建物	14,538	固定負債	(26,534)
車両運搬具	591	リース負債	3,435
警報機器及び設備	75,549	長期預り保証金	15,735
警備器具及び備品	104	長期前受契約料	6,412
土地	4,183	退職給付引当金	408
建設仮勘定	22,016	その他の	543
その他の	5,591	負債合計	140,867
無形固定資産	1,317	(純資産の部)	
ソフトウェア	10,159	株主資本	(860,968)
その他の	4,334	資本金	(66,427)
投資その他の資産	(636,089)	資本剰余金	(88,087)
投資有価証券	65,995	資本準備金	83,103
関係会社株式	453,175	その他資本剰余金	4,983
関係会社出資金	2,102	利益剰余金	(856,433)
長期貸付金	46,278	利益準備金	9,028
敷金及び保証金	7,643	その他利益剰余金	847,404
長期前払費用	14,776	システム開発積立金	800
前払年金費用	38,400	別途積立金	2,212
繰延税金資産	750	繰越利益剰余金	844,392
保険積立金	4,279	自己株式	(△149,978)
その他の	3,179	評価・換算差額等	(12,294)
貸倒引当金	△ 491	その他有価証券評価差額金	(12,294)
資産合計	1,014,130	純資産合計	873,263
		負債純資産合計	1,014,130

損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		405,671
売上原価	243,745	
売上総利益		161,925
販売費及び一般管理費	87,062	
営業利益		74,863
営業外収益		
受取利息	844	
受取配当金	37,429	
その他	1,233	39,507
営業外費用		
支払利息	113	
固定資産売却廃棄	1,357	
その他	674	2,145
経常利益		112,225
特別利益		
関係会社清算益	702	
投資有価証券売却益	227	
有形固定資産売却益	11	
貸倒引当金戻入額	8	950
特別損失		
関係会社株式評価損	1,078	
解体撤去費用	940	
減損損失	917	
投資有価証券評価損	432	
その他	49	3,419
税引前当期純利益		109,757
法人税、住民税及び事業税	22,225	
法人税等調整額	595	22,820
当期純利益		86,936

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	66,427	83,103	3,432	86,536
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			1,550	1,550
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,550	1,550
当 期 末 残 高	66,427	83,103	4,983	88,087

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			
		そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		シ ス テ ム 開 発 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	9,028	800	2,212	797,939	809,979
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△ 40,482	△ 40,482
当 期 純 利 益				86,936	86,936
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	46,453	46,453
当 期 末 残 高	9,028	800	2,212	844,392	856,433

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△ 109,224	853,718	6,589	6,589	860,308
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△ 40,482			△ 40,482
当 期 純 利 益		86,936			86,936
自 己 株 式 の 取 得	△ 44,002	△ 44,002			△ 44,002
自 己 株 式 の 処 分	3,248	4,798			4,798
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			5,705	5,705	5,705
当 期 変 動 額 合 計	△ 40,754	7,249	5,705	5,705	12,954
当 期 末 残 高	△ 149,978	860,968	12,294	12,294	873,263

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

セコム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 穴 戸 通 孝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 蓮 見 貴 史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江 澤 修 司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セコム株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セコム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

セコム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 穴 戸 通 孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 蓮 見 貴 史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 江 澤 修 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セコム株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

2024年5月21日

セコム株式会社
代表取締役社長 吉田 保 幸 殿

セコム株式会社 監査役会

監査役（常勤） 伊 東 孝 之 ㊟

監査役（常勤） 辻 康 弘 ㊟

社外監査役 加 藤 秀 樹 ㊟

社外監査役 安 田 信 ㊟

社外監査役 田 中 節 夫 ㊟

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当該事業年度の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③財務報告に係る内部統制について、取締役等及び会計監査人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

以 上

株主総会会場ご案内



首都高速
都心環状線

千鳥ヶ淵公園
皇居



地上入口概観（3a出口側）

- 会 場 東京都千代田区麹町1丁目6番4号
住友不動産半蔵門駅前ビル2階 ベルサール半蔵門
- 最寄り駅 東京メトロ ②半蔵門線「半蔵門駅」3a・3b出口 徒歩約1分
※3b出口より、ビル直通エスカレーター有り
④有楽町線「麹町駅」 ①・③出口 徒歩約5分
- 駐車場のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

東京メトロ半蔵門線半蔵門駅3b出口：ビル直通エスカレーター有り

